

3. 加入手続・給付金の請求について

《PTA活動安全互助》

(1) 加入手続について

対 象 者	・大阪市立校園PTA会員とそのPTA会員が所属する校園の園児 ・児童・生徒およびこれらの者が災害を与えた第三者
対象となる活動	・PTA主催または共催事業
対象活動の例	単位・区・市・指定都市・近畿・全国・市立幼稚園・PTAの主催・共催事業 ・講座・講演・研修会など学習活動 ・見学会・講習会・各種スポーツ大会などの体育、厚生、文化活動 ・クラブ活動・文化活動などのサークル活動 ・交通安全・校外指導・補導、環境浄化などの街頭指導、調査活動 ・各種委員会・役員会・総会などの会議への出席 (PTA活動に参加するための往復経路も含む。ただし、通常の経路・方法・時間であること)
加入手続	・PTA会長が、6月末日までに負担金を納入する。(ただし、新規加入の場合は申込書が必要)6月末日までに加入の場合は、4月1日にさかのぼって資格取得。7月1日以降の加入は手続完了の翌日より資格取得。ともに、有効期限は、3月31日とする。
会費(負担金)	・年額130円/1世帯×在籍世帯数(5月1日現在)+教職員数×130円(ただし、年度途中に入退者があつた場合、追徴および返還はしない)

(2) 給付金の請求について

医療見舞金算出方法	・入院—1～3日12,000円。4日目以降1日につき4,000円加算する。(初診日より180日以内とする) ・実通院—3～5日8,000円。6日目以降1日につき1,500円加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。 (初診日より180日以内で、実通院日数が3日以上の場合) ※証明書作成費(上限2,000円+証明書取得時の消費税)は、見舞金と合わせて給付する。 ※見舞金の上限は証明書作成費を含めて10万円とする。
請求期限	・災害発生日より1年間
請求に必要な書類	・「PTA活動安全互助」災害給付請求書…P17 ・証明書(医療機関の証明)…P21 ・資料(PTA主催または共催、災害発生日が明確であるもの) (その他、必要に応じて、添付書類の提出をお願いすることがある) ・治癒以外での請求時には、他に書類が必要な場合がありますので、事務局までご連絡下さい。

(3) 死亡・後遺障害保険・管理者賠償責任保険について(保険会社委託分)

死亡保険	PTA団体傷害保険 100万円 給付手続等 P9, 38 参照
後遺障害保険	PTA団体傷害保険 4万円～100万円 給付手続等 P9, 38 参照
管理者賠償責任保険	PTA賠償責任保険 給付手続等 P8, 36 参照